

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年9月29日提出
【計算期間】	第13計算期間 （自 2025年7月8日 至 2026年7月6日）
【ファンド名】	ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐野 径
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	川根 浩志
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信	内 外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル			日経225
一般		日本			
大型株	年2回	北米			
中小型株		欧州	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
債券	年4回	アジア			
一般	年6回 (隔月)	オセアニア			
公債		中南米			
社債	年12回 (毎月)	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット グローバルダイバーシファイド(円換算))
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中近東 (中東)			
不動産投信	その他 ()	エマージング			
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)					
資産複合 ()					
資産配分固定型					
資産配分変更型					

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ
（アドレス<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの目的・特色＞

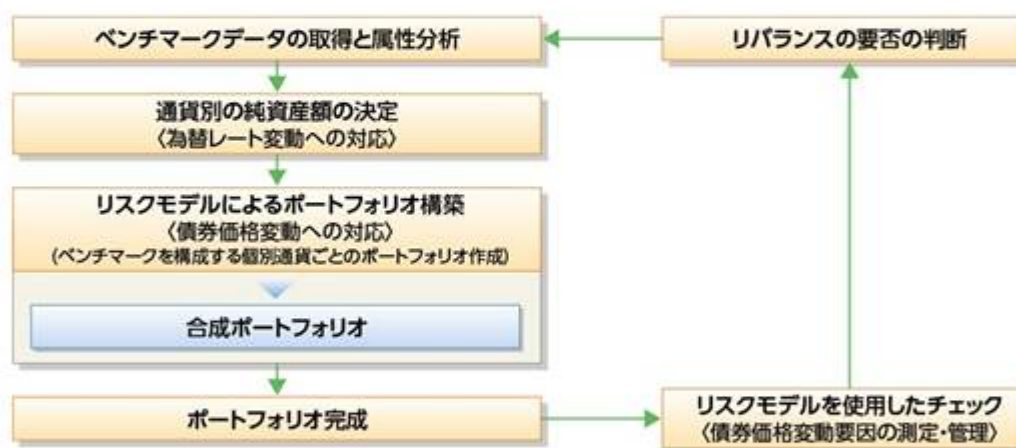
ファンドの目的

新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざします。

ファンドの特色

新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

運用プロセス



- ベンチマークであるJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の主な騰落要因は、為替レート変動と債券価格変動です。

① 為替レート変動への対応

ポートフォリオの通貨別構成比率をベンチマークの通貨別構成比率に近づけるように、ポートフォリオの通貨別の純資産額を決定します。

② 債券価格変動への対応

ベンチマークの構成比率が高い債券や発行残高の多い債券を組入れ、ポートフォリオにおける個別銘柄の組入比率をベンチマークにおける組入比率に近づけます。

③ 変動要因の測定・管理

リスクモデルを使用し、債券価格変動要因および為替変動要因の測定・管理を行ない、ベンチマークであるJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)への連動性を随時チェックします。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)について

- JPモルガン社が算出し公表している債券指数で、新興国の政府が現地通貨建てで発行する債券で構成されています。米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
- 外国人投資家に対して著しい不利益を与えうる制度等がある国は除外されています。
- 国別構成比率に、1か国当たりの上限を設けており、分散が図られています。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてペーパーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年7月5日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

●分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
 - ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P.Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P.Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P.Morgan Chase & Co. All rights reserved.

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるとは限らないこと
- ・債券の組入比率が100%でないこと
- ・基準価額の算出に使用する債券の評価価格と、指数の算出に使用される債券の評価価格が異なること
- ・基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用される為替レートが異なること
- ・運用管理費用(信託報酬)や税金等の負担
 - ※新興国においては、先進国と比較して、ファンドが負担する税金、売買に伴う費用(取引執行コストなど)が高くなる傾向があります。
- ・追加設定および解約に対応した債券の約定価格と指数の算出に使用される価格が異なること
- ・債券先物取引等を利用した場合、先物価格と債券価格の値動きが異なること
- ・債券および債券先物取引等の最低取引単位の影響
- ・債券または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の変更による影響

(2)【ファンドの沿革】

2013年12月2日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金(注)、償還金など↑↓お申込金(※3)

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
-------	------	--

↑ ↓ ※1

収益分配金、償還金など ↑ ↓ お申込金（※3）

委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
------	------------------	---

↓ 運用指図 ↑ ↓ ※2

損益 ↑ ↓ 信託金（※3）

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
------	---	---

損益 ↑ ↓ 投資

投資対象	新興国通貨建ての債券 など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）
------	---

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- ※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- ※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- ※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（2026年6月末日現在）＞

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携
2025年 7月 1日	大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの目的・特色＞をご参照下さい。

(2)【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑤、⑥および⑦に定めるものに限りします。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りします。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7までの証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

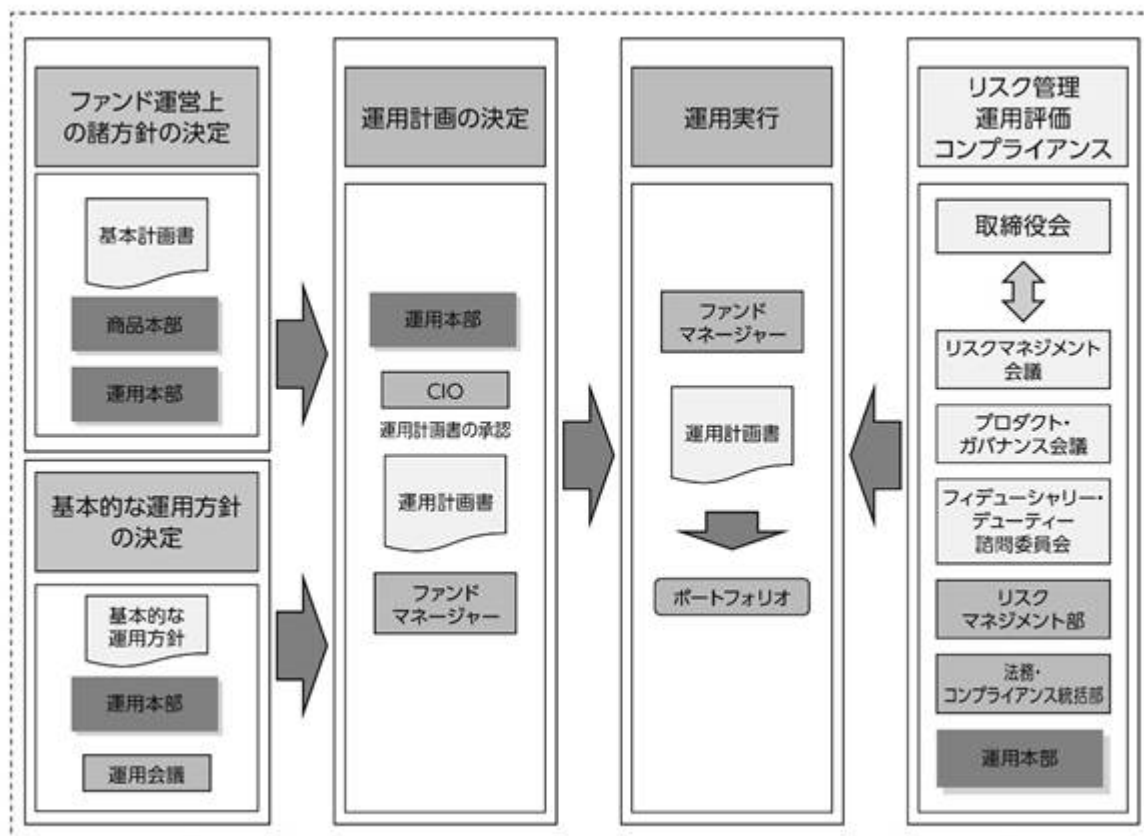
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの目的・特色＞をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品本部長の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の承認

運用担当チームは、基本的な運用方針を作成し、運用会議にて承認を受けます。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で承認された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成し、CIOの承認を受けます。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の承認
- ・運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する各信託財産等の運用計画書および変更運用計画書の承認
- ・その他信託財産等の運用に関する事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0～5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0～5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

運用チームリーダーまたは運用チームメンバーが策定する運用計画書および変更運用計画書を確認します。

ホ. 運用チームリーダー

次の職務を遂行します。

- ・ 運用チームまたは運用チームの戦略毎の基本的な運用方針の立案
- ・ 運用計画書および変更運用計画書の作成または運用チームメンバーへの作成の指示
- ・ 運用計画に基づく運用プロセス等の実行および運用チームメンバーへの実行の指示

ヘ. ファンドマネージャー

次の職務を遂行します。

- ・ 運用チームリーダーの指示に基づく運用計画書および変更運用計画書の作成
- ・ 運用計画に基づく運用プロセス等の実行

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびフィデューシャリー・デューティー諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. フィデューシャリー・デューティー諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、当社の取り組みの適切性や妥当性に関する事項、その他フィデューシャリー・デューティー遂行の観点で検討が必要な内容として取締役会から諮問された事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2026年6月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

イ. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 前ロ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

⑤ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとしします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ、委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ、スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ、において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ、前ハ、においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ、スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとし、

ヘ、委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし、

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ、金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ、において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ、において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ、前ハ、においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ、為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ、において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ、において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ、前ホ、においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト、金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ、委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ、前イ、において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑩ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 外国為替予約取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑮ 資金の借入れ（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> マザーファンド（ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

新興国通貨建ての債券を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 主として、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ロ. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)

④、⑤および⑥に定めるものに限りま。

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. 転換社債の転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.の証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 18. 外国の者に対する権利で前17.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、

② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少し

て、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ、為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ、金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ、委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 債券先物取引の利用に伴うリスク

債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。

③ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件（時期、金額、為替レート等）で外貨の売買を行なう契約のことをいいます。買予約（外貨を買う契約）を行なっている場合、当該外貨の為替レートが

円安方向に変動すれば収益が発生し、円高方向に変動すれば損失が発生します（売予約を行なっている場合は逆の結果となります。）。

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。また、取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
- ② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの目的・特色＞の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

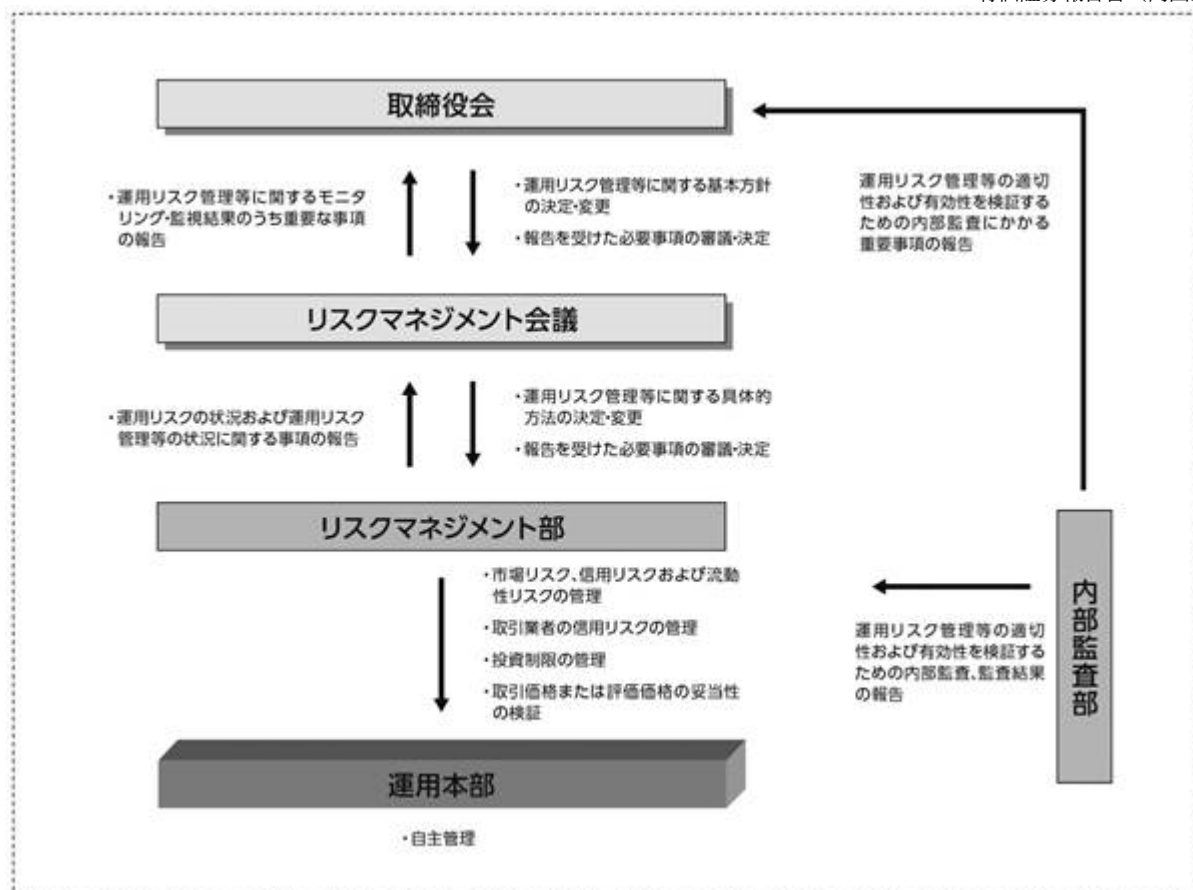
※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

資産クラスの指数について

日本株 配当込みTOPIX	配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。（ https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html ）
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）	JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.66%（税抜0.60%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.285% （税抜）	年率0.285% （税抜）	年率0.03% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配

金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2026年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2026年6月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		234,715,390	99.62
	内 日本	234,715,390	99.62
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		888,549	0.38
純資産総額		235,603,939	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2026年6月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	98,677,958	1.9860 195,974,468	2.3786 234,715,390	99.62

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.62%
合計	99.62%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第3計算期間末 (2016年7月5日)	162,786,253	162,786,253	0.8864	0.8864
第4計算期間末 (2017年7月5日)	239,787,245	239,787,245	1.0228	1.0228
第5計算期間末 (2018年7月5日)	237,273,227	237,273,227	0.9653	0.9653
第6計算期間末 (2019年7月5日)	250,173,702	250,173,702	1.0278	1.0278
第7計算期間末 (2020年7月6日)	234,272,795	234,272,795	0.9841	0.9841
第8計算期間末 (2021年7月5日)	239,267,149	239,267,149	1.0628	1.0628
第9計算期間末 (2022年7月5日)	211,134,130	211,134,130	1.0421	1.0421
第10計算期間末 (2023年7月5日)	239,961,900	239,961,900	1.2265	1.2265
第11計算期間末 (2024年7月5日)	239,762,936	239,762,936	1.3854	1.3854
2025年6月末日	215,967,621	—	1.3919	—
第12計算期間末 (2025年7月7日)	217,328,308	217,328,308	1.4026	1.4026
7月末日	219,002,535	—	1.4269	—
8月末日	218,878,583	—	1.4340	—
9月末日	223,298,014	—	1.4681	—
10月末日	229,867,980	—	1.5271	—
11月末日	234,608,291	—	1.5681	—
12月末日	230,896,666	—	1.5868	—
2026年1月末日	231,562,032	—	1.6017	—
2月末日	232,672,140	—	1.6370	—
3月末日	224,701,828	—	1.5811	—
4月末日	231,318,092	—	1.6306	—
5月末日	231,338,672	—	1.6324	—

6月末日	235,603,939	—	1.6679	—
------	-------------	---	--------	---

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第3計算期間	△14.9
第4計算期間	15.4
第5計算期間	△5.6
第6計算期間	6.5
第7計算期間	△4.3
第8計算期間	8.0
第9計算期間	△1.9
第10計算期間	17.7
第11計算期間	13.0
第12計算期間	1.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第3計算期間	57,806,120	7,413,321
第4計算期間	74,247,907	23,453,691
第5計算期間	69,154,075	57,801,416
第6計算期間	43,254,980	45,638,573
第7計算期間	35,959,848	41,323,944
第8計算期間	25,234,217	38,153,985
第9計算期間	19,960,098	42,485,214
第10計算期間	18,743,322	25,698,521

第11計算期間	7,258,063	29,843,543
第12計算期間	0	18,118,515

(参考) マザーファンド

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況（2026年6月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		78,080,503,943	95.84
	内 中国	7,924,294,446	9.73
	内 タイ	6,289,855,945	7.72
	内 マレーシア	7,538,196,713	9.25
	内 インドネシア	7,105,219,529	8.72
	内 インド	7,612,337,698	9.34
	内 ポーランド	6,598,689,080	8.10
	内 ハンガリー	2,019,494,434	2.48
	内 セルビア	182,099,980	0.22
	内 ルーマニア	2,420,057,670	2.97
	内 トルコ	703,768,145	0.86
	内 チェコ	3,751,477,057	4.60
	内 メキシコ	7,952,552,734	9.76
	内 ドミニカ共和国	184,273,627	0.23
	内 コロンビア	3,599,841,711	4.42
	内 ペルー	1,583,045,089	1.94
	内 チリ	1,381,163,238	1.70
	内 ブラジル	5,252,738,367	6.45
	内 ウルグアイ	144,954,137	0.18
	内 南アフリカ	5,836,444,343	7.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,387,717,714	4.16
純資産総額		81,468,221,657	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		307,158,230	0.38
	内 日本	307,158,230	0.38

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（2）投資資産（2026年6月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	ブラジル	国債証券	34,000,000	87.88 936,551,701	86.67 923,651,434	10.000000 2031/01/01	1.13
2	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	85,000,000	83.65 701,136,172	98.74 827,539,940	8.750000 2048/02/28	1.02
3	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	80,000,000	95.75 710,651,114	97.58 724,214,956	7.750000 2031/05/29	0.89
4	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	32,000,000	65.44 656,417,920	71.83 720,422,406	— 2029/01/01	0.88
5	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	67,000,000	95.33 629,770,347	104.12 687,844,150	8.875000 2035/02/28	0.84
6	MEXICAN BONOS	メキシコ	国債証券	71,000,000	100.56 662,389,651	101.59 669,166,778	8.500000 2029/03/01	0.82
7	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	76,000,000	91.44 644,752,194	93.71 660,739,553	7.750000 2034/11/23	0.81
8	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	65,700,000	90.77 588,068,285	100.02 647,976,906	8.500000 2037/01/31	0.80
9	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	80,000,000	83.96 623,130,966	86.70 643,489,342	7.750000 2042/11/13	0.79
10	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	64,200,000	97.10 614,680,284	101.54 642,760,384	8.250000 2032/03/31	0.79
11	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	ブラジル	国債証券	22,000,000	91.75 632,670,597	92.03 634,608,283	10.000000 2029/01/01	0.78
12	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	65,000,000	99.92 602,579,309	101.48 611,972,250	8.500000 2029/05/31	0.75
13	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	60,000,000	85.02 503,014,892	98.53 582,956,724	8.750000 2044/01/31	0.72
14	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	56,000,000	88.92 491,010,315	101.54 560,685,350	9.000000 2040/01/31	0.69
15	MEXICAN BONOS	メキシコ	国債証券	70,000,000	83.30 540,978,603	86.24 560,046,466	8.000000 2053/07/31	0.69
16	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	12,000,000	105.65 547,280,831	106.07 549,478,011	6.000000 2033/10/25	0.67

17	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	26,000,000	64.62 526,612,831	67.13 547,084,147	— 2029/07/01	0.67
18	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	12,800,000	97.81 540,460,940	98.37 543,542,776	5.000000 2035/10/25	0.67
19	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	12,400,000	98.96 529,750,175	100.02 535,383,598	4.500000 2030/07/25	0.66
20	MEXICAN BONOS	メキシコ	国債証券	56,500,000	100.06 524,514,760	100.97 529,277,155	8.500000 2030/02/28	0.65
21	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F	ブラジル	国債証券	21,000,000	82.45 542,693,258	80.02 526,675,555	10.000000 2035/01/01	0.65
22	MEXICAN BONOS	メキシコ	国債証券	59,900,000	91.80 510,181,253	94.14 523,184,383	7.500000 2033/05/26	0.64
23	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	ブラジル	国債証券	18,900,000	79.20 469,157,829	87.80 520,123,375	— 2027/07/01	0.64
24	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	南アフリカ	国債証券	50,000,000	99.65 491,304,517	101.24 499,147,710	8.000000 2030/01/31	0.61
25	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	13,000,000	81.69 458,430,327	84.79 475,829,316	1.750000 2032/04/25	0.58
26	MEXICAN BONOS	メキシコ	国債証券	50,000,000	100.70 467,137,647	101.77 472,106,980	8.500000 2028/03/02	0.58
27	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	10,850,000	93.10 436,040,934	95.29 446,302,650	2.750000 2029/10/25	0.55
28	COLOMBIAN TES	コロンビア	国債証券	9,000,000,000	104.44 441,222,303	105.35 445,033,165	13.250000 2033/02/09	0.55
29	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	10,000,000	101.32 437,373,056	101.98 440,247,520	5.000000 2030/01/25	0.54
30	POLAND GOVERNMENT BOND	ポーランド	国債証券	10,000,000	100.64 434,433,410	101.36 437,545,290	4.750000 2029/07/25	0.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	95.84%
合計	95.84%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	南アフリカ・ランド買/ 円売 2026年7月	買建	7,500,000	72,975,975	73,880,250	0.09%
		ポーランド・ズロチ買/ 円売 2026年7月	買建	1,700,000	74,356,104	73,336,130	0.09%
		メキシコ・ペソ買/円売 2026年7月	買建	8,500,000	77,777,040	78,753,350	0.10%
		米ドル買/円売 2026年7 月	買建	500,000	81,077,405	81,188,500	0.10%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券

2026年6月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	16,679円
純資産総額	2.3億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.2%
3カ月間	5.5%
6カ月間	5.1%
1年間	19.8%
3年間	36.7%
5年間	57.2%
設定来	66.8%



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
	14年7月	15年7月	16年7月	17年7月	18年7月	19年7月	20年7月	21年7月	22年7月	23年7月	24年7月	25年7月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	債券種別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値		組入上位10銘柄		償還日	比率
外国債券	432	95.5%	国債	95.5%	直接利回り(%)	6.3	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F	2031/01/01	1.1%	
					最終利回り(%)	6.4	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2048/02/28	1.0%	
					修正デュレーション	5.3	Mexican Bonos	2031/05/29	0.9%	
			合計	95.5%	残存年数	7.7	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL	2029/01/01	0.9%	
			通貨別構成	比率	格付別構成	比率	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2035/02/28	0.8%	
			インド・ルピー	10.2%	AAA	-	MEXICAN BONOS	2029/03/01	0.8%	
			メキシコ・ペソ	10.0%	AA	24.6%	Mexican Bonos	2034/11/23	0.8%	
			オフショア人民元	9.9%	A	42.4%	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2037/01/31	0.8%	
			マレーシア・リンギット	9.3%	BBB	24.4%	Mexican Bonos	2042/11/13	0.8%	
コール・ローン、その他		4.5%	その他	60.6%	BB	8.6%	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2032/03/31	0.8%	
合計	432	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計			8.7%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2026年は6月30日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワ・インデックス セレクト 新興国債券	0.75%	0.66%	0.09%

※対象期間は2025年7月8日～2026年7月6日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行のいずれかの休業日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付を行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2013年12月2日から2028年7月5日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年7月6日から翌年7月5日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年12月2日から2014年7月5日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円換算）が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行な

います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
 - アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2025年7月8日から2026年7月6日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 2025年7月7日現在	第13期 2026年7月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,543,711	1,669,211
親投資信託受益証券	216,486,783	234,510,844
未収入金	20,405	-
流動資産合計	218,050,899	236,180,055
資産合計	218,050,899	236,180,055
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,314	-
未払受託者報酬	34,937	37,549
未払委託者報酬	664,643	714,145
その他未払費用	8,697	9,300
流動負債合計	722,591	760,994
負債合計	722,591	760,994
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 154,942,207	※ 1 141,228,490
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	62,386,101	94,190,571
（分配準備積立金）	59,416,708	91,483,988
元本等合計	217,328,308	235,419,061
純資産合計	217,328,308	235,419,061
負債純資産合計	218,050,899	236,180,055

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2024年7月6日 至 2025年7月7日	第13期 自 2025年7月8日 至 2026年7月6日
営業収益		
受取利息	3,864	7,824
有価証券売買等損益	3,414,072	40,785,214
営業収益合計	3,417,936	40,793,038
営業費用		
受託者報酬	72,872	75,024
委託者報酬	1,386,298	1,426,970
その他費用	18,060	18,585
営業費用合計	1,477,230	1,520,579
営業利益又は営業損失（△）	1,940,706	39,272,459
経常利益又は経常損失（△）	1,940,706	39,272,459
当期純利益又は当期純損失（△）	1,940,706	39,272,459
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 726,545	1,946,282
期首剰余金又は期首欠損金（△）	66,702,214	62,386,101
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,983,364	5,521,707
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,983,364	5,521,707
分配金	※ 1 -	※ 1 -
期末剰余金又は期末欠損金（△）	62,386,101	94,190,571

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13期 自2025年7月8日 至2026年7月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2025年7月5日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2025年7月7日としており、2026年7月5日が休日のため、当計算期間末日を2026年7月6日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 2025年7月7日現在	第13期 2026年7月6日現在
1. ※1 期首元本額	173,060,722円	154,942,207円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	18,118,515円	13,713,717円
2. 計算期間末日における受益権の総数	154,942,207口	141,228,490口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第12期 自2024年7月6日 至2025年7月7日	第13期 自2025年7月8日 至2026年7月6日
----	----------------------------------	----------------------------------

※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,534円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,664,717円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,357,217円）及び分配準備積立金（56,749,457円）より分配対象額は70,773,925円（1万口当たり4,567.76円）であり、分配を行っていません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,470円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（37,318,707円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,352,008円）及び分配準備積立金（54,157,811円）より分配対象額は101,835,996円（1万口当たり7,210.73円）であり、分配を行っていません。
-------------	---	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第13期 自2025年7月8日 至2026年7月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期
	2026年7月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第12期 2025年7月7日現在	第13期 2026年7月6日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,098,604	38,616,568
合計	4,098,604	38,616,568

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第12期 2025年7月7日現在	第13期 2026年7月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第13期 自2025年7月8日 至2026年7月6日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第12期 2025年7月7日現在	第13期 2026年7月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4026円 (14,026円)	1.6669円 (16,669円)

(4)【附属明細表】**第1 有価証券明細表****(1) 株式**

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド	98,637,579	234,510,844	
親投資信託受益証券 合計			234,510,844	
合計			234,510,844	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2025年7月7日現在 金 額 (円)	2026年7月6日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		

預金	368,814,614	1,782,921,430
コール・ローン	134,732,611	509,417,736
国債証券	55,832,817,941	80,230,661,187
派生商品評価勘定	187,200	593,131
未収入金	1,241,200	2,348,143
未収利息	855,653,087	1,280,523,369
前払費用	76,531,880	121,855,136
流動資産合計	57,269,978,533	83,928,320,132
資産合計	57,269,978,533	83,928,320,132
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	119,105	591,941
未払金	309,074,418	1,776,496,467
未払解約金	6,414,597	28,125,022
その他未払費用	5,940	8,140
流動負債合計	315,614,060	1,805,221,570
負債合計	315,614,060	1,805,221,570
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	28,677,939,053	34,542,449,665
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	28,276,425,420	47,580,648,897
元本等合計	56,954,364,473	82,123,098,562
純資産合計	56,954,364,473	82,123,098,562
負債純資産合計	57,269,978,533	83,928,320,132

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自2025年7月8日 至2026年7月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券

	個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年7月7日現在	2026年7月6日現在
1. ※1 期首	2024年7月6日	2025年7月8日
期首元本額	25,673,892,724円	28,677,939,053円
期中追加設定元本額	4,159,396,032円	6,976,813,841円
期中一部解約元本額	1,155,349,703円	1,112,303,229円
期末元本額の内訳		
ファンド名		

新興国債券インデックスファン ド（F0Fs用）（適格機関投資家 専用）	698,552,902円	785,781,520円
ダイワファンドラップ 外国債券 インデックス エマージングプラ ス（為替ヘッジなし）	482,829,159円	509,136,891円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国債券インデックス エ マージングプラス（為替ヘッジ なし）	503,060,894円	418,099,584円
D－I's 新興国債券インデッ クス	59,957,021円	59,009,478円
iFree 新興国債券インデッ クス	10,884,346,999円	13,794,454,958円
iFree 8資産バランス	5,887,961,796円	6,612,203,690円
ダイワ新興国債券インデックス （為替ヘッジなし）（投資一任 専用）	7,082,327円	1,891,506,156円
DCダイワ新興国債券インデッ クスファンド	9,996,350,089円	10,315,397,969円
スタイル9（8資産分散・保守 型）	84,708円	244,503円
スタイル9（8資産分散・ balan ス型）	2,310,114円	5,023,355円
スタイル9（8資産分散・積極 型）	5,704,844円	12,462,302円
ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券	109,006,437円	98,637,579円
ダイワ・ノーロード 新興国債券 ファンド	40,691,763円	40,491,680円
計	28,677,939,053円	34,542,449,665円
2. 期末日における受益権の総数	28,677,939,053口	34,542,449,665口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2025年7月8日 至2026年7月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2026年7月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年7月7日現在	2026年7月6日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）

国債証券	1,619,896,293	589,758,722
合計	1,619,896,293	589,758,722

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2025年7月7日現在				2026年7月6日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
買建	120,165,405	-	120,233,500	68,095	417,373,179	-	417,374,369	1,190
インド・ルピー	33,838,000	-	34,000,000	162,000	-	-	-	-
インドネシア・ ルピア	-	-	-	-	27,203,225	-	27,279,000	75,775
オフショア・ 人民元	40,262,200	-	40,239,800	△22,400	-	-	-	-
ブラジル・ リアル	13,410,405	-	13,313,700	△96,705	-	-	-	-
ポーランド・ ズロチ	-	-	-	-	103,322,120	-	103,152,320	△169,800
マレーシア・ リンギット	-	-	-	-	44,838,400	-	44,840,999	2,599
メキシコ・ペソ	-	-	-	-	143,314,441	-	142,892,300	△422,141
南アフリカ・ ランド	32,654,800	-	32,680,000	25,200	98,694,993	-	99,209,750	514,757
合計	120,165,405	-	120,233,500	68,095	417,373,179	-	417,374,369	1,190

（注） 1. 時価の算定方法

（1）期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2025年7月7日現在	2026年7月6日現在
1口当たり純資産額	1.9860円	2.3775円
(1万口当たり純資産額)	(19,860円)	(23,775円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	インド・ルピー	5.85% India Government Bond 20301201	119,000,000.000	116,559,310.000	
		7.26% INDIA GOVERNMENT BOND 20320822	140,000,000.000	144,694,200.000	
		7.18% INDIA GOVERNMENT BOND 20330814	200,000,000.000	205,652,000.000	
		7.26% INDIA GOVERNMENT BOND 20290114	125,000,000.000	128,212,500.000	
		7.72% INDIA GOVERNMENT BOND 20490615	89,000,000.000	92,867,940.000	
		6.45% INDIA GOVERNMENT BOND 20291007	100,000,000.000	100,500,000.000	
		7.16% INDIA GOVERNMENT BOND 20500920	90,000,000.000	88,542,000.000	

5.79% INDIA GOVERNMENT BOND 20300511	104,000,000.000	101,978,240.000	
5.77% INDIA GOVERNMENT BOND 20300803	80,000,000.000	78,225,600.000	
6.67% INDIA GOVERNMENT BOND 20501217	150,000,000.000	139,323,000.000	
6.1% INDIA GOVERNMENT BOND 20310712	140,000,000.000	138,052,600.000	
6.99% INDIA GOVERNMENT BOND 20511215	120,000,000.000	115,636,800.000	
6.54% INDIA GOVERNMENT BOND 20320117	152,000,000.000	151,981,760.000	
7.1% INDIA GOVERNMENT BOND 20290418	120,000,000.000	122,766,000.000	
7.54% INDIA GOVERNMENT BOND 20360523	120,000,000.000	126,531,600.000	
7.38% INDIA GOVERNMENT BOND 20270620	60,000,000.000	60,914,400.000	
7.36% INDIA GOVERNMENT BOND 20520912	148,000,000.000	148,605,320.000	
7.41% INDIA GOVERNMENT BOND 20361219	160,000,000.000	167,318,400.000	
7.26% INDIA GOVERNMENT BOND 20330206	150,000,000.000	154,848,000.000	
7.06% INDIA GOVERNMENT BOND 20280410	91,000,000.000	92,629,810.000	
7.17% INDIA GOVERNMENT BOND 20300417	99,000,000.000	101,460,150.000	
7.3% INDIA GOVERNMENT BOND 20530619	156,000,000.000	155,678,640.000	
7.18% INDIA GOVERNMENT BOND 20370724	170,000,000.000	174,855,200.000	
7.37% INDIA GOVERNMENT BOND 20281023	60,000,000.000	61,750,800.000	
7.32% INDIA GOVERNMENT BOND 20301113	70,000,000.000	72,291,800.000	
7.37% INDIA GOVERNMENT BOND 20540123	8,000,000.000	8,100,640.000	
7.1% INDIA GOVERNMENT BOND 20340408	140,000,000.000	143,148,600.000	

	7.04% INDIA GOVERNMENT BOND 20290603	89,000,000.000	90,936,640.000	
	7.02% INDIA GOVERNMENT BOND 20310618	71,000,000.000	72,689,090.000	
	6.79% INDIA GOVERNMENT BOND 20341007	180,000,000.000	180,538,200.000	
	6.75% INDIA GOVERNMENT BOND 20291223	80,000,000.000	81,056,800.000	
	6.79% INDIA GOVERNMENT BOND 20311230	70,000,000.000	70,829,500.000	
	6.79% INDIA GOVERNMENT BOND 20341202	10,000,000.000	9,994,000.000	
	6.33% INDIA GOVERNMENT BOND 20350505	180,000,000.000	174,447,000.000	
	6.28% INDIA GOVERNMENT BOND 20320714	50,000,000.000	49,445,000.000	
	6.01% INDIA GOVERNMENT BOND 20300721	119,000,000.000	117,995,640.000	
	6.48% INDIA GOVERNMENT BOND 20351006	220,000,000.000	215,118,200.000	
	6.68% INDIA GOVERNMENT BOND 20330127	53,000,000.000	52,141,930.000	
	6.36% INDIA GOVERNMENT BOND 20310216	58,000,000.000	57,800,480.000	
	6.94% INDIA GOVERNMENT BOND 20360511	45,000,000.000	45,885,150.000	
	6.68% INDIA (REPUBLIC OF) 20400707	190,000,000.000	186,051,800.000	
	7.24% INDIA (REPUBLIC OF) 20550818	90,000,000.000	89,689,500.000	
インド・ルピー 小計			4,687,744,240.000 (8,016,042,650)	
インドネシア・ ルピア	8.25% Indonesia Treasury Bond 20360515	20,000,000,000.000	21,534,800,000.000	
	8.75% Indonesia Treasury Bond 20310515	12,000,000,000.000	12,790,080,000.000	
	7.5% Indonesia Treasury Bond 20320815	10,000,000,000.000	10,189,000,000.000	
	7.5% Indonesia Treasury Bond 20380515	11,000,000,000.000	11,212,080,000.000	

8.375% Indonesia Treasury Bond 20390415	12,000,000,000.000	13,129,080,000.000	
8.25% Indonesia Treasury Bond 20290515	20,000,000,000.000	20,586,600,000.000	
7% Indonesia Treasury Bond 20300915	35,000,000,000.000	34,844,600,000.000	
7.5% Indonesia Treasury Bond 20350615	30,000,000,000.000	30,716,100,000.000	
7.5% Indonesia Treasury Bond 20400415	30,000,000,000.000	30,762,300,000.000	
6.5% Indonesia Treasury Bond 20310215	35,000,000,000.000	34,181,350,000.000	
6.25% Indonesia Treasury Bond 20360615	10,000,000,000.000	9,354,500,000.000	
6.375% INDONESIA TREASURY BOND 20320415	40,500,000,000.000	39,193,065,000.000	
5.125% INDONESIA TREASURY BOND 20270415	20,000,000,000.000	19,713,000,000.000	
7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20420615	20,000,000,000.000	19,882,000,000.000	
6.375% INDONESIA TREASURY BOND 20370715	2,700,000,000.000	2,538,864,000.000	
7% INDONESIA TREASURY BOND 20330215	31,800,000,000.000	31,627,962,000.000	
6.375% INDONESIA TREASURY BOND 20280815	20,500,000,000.000	20,215,460,000.000	
7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20430615	18,000,000,000.000	17,899,200,000.000	
7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20380615	25,000,000,000.000	24,931,000,000.000	
6.625% INDONESIA TREASURY BOND 20340215	33,000,000,000.000	31,990,530,000.000	
6.875% INDONESIA TREASURY BOND 20290415	30,000,000,000.000	29,866,800,000.000	
6.75% INDONESIA TREASURY BOND 20350715	40,000,000,000.000	38,997,200,000.000	
6.5% INDONESIA TREASURY BOND 20300715	35,300,000,000.000	34,603,531,000.000	
7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20400815	34,000,000,000.000	33,868,080,000.000	

	7.125% INDONESIA TREASURY BOND 20450815	22,000,000,000.000	21,894,400,000.000	
	6.5% INDONESIA TREASURY BOND 20360415	22,800,000,000.000	21,837,840,000.000	
	5.875% INDONESIA TREASURY BOND 20310315	34,700,000,000.000	33,083,327,000.000	
	10.5% Indonesia Treasury Bond 20300815	9,000,000,000.000	10,059,840,000.000	
	9.5% Indonesia Treasury Bond 20310715	5,100,000,000.000	5,616,732,000.000	
	8.25% Indonesia Treasury Bond 20320615	10,000,000,000.000	10,500,600,000.000	
	7% Indonesia Treasury Bond 20270515	20,000,000,000.000	19,955,800,000.000	
	6.125% Indonesia Treasury Bond 20280515	30,000,000,000.000	29,533,500,000.000	
	6.625% Indonesia Treasury Bond 20330515	22,000,000,000.000	21,397,200,000.000	
	8.375% Indonesia Treasury Bond 20340315	26,920,000,000.000	28,834,819,600.000	
	9% Indonesia Treasury Bond 20290315	25,000,000,000.000	26,184,000,000.000	
インドネシア・ルピア 小計			803,525,240,600.000 (7,231,727,165)	
ウルグアイ・ペ ソ	8.5% Uruguay Government International Bond 20280315	2,800,000.000	2,897,216.000	
	8.25% Uruguay Government International Bond 20310521	12,000,000.000	12,518,760.000	
	9.75% URUGUAY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20330720	11,000,000.000	12,324,400.000	
	8% URUGUAY (ORIENTAL REPUBLIC OF) 20351029	8,000,000.000	8,206,080.000	
ウルグアイ・ペソ 小計			35,946,456.000 (144,447,239)	
オフショア・人 民元	3.25% China Government Bond 20281122	4,800,000.000	5,046,240.000	
	3.29% China Government Bond 20290523	5,900,000.000	6,277,482.000	
	3.13% China Government Bond 20291121	5,700,000.000	6,069,474.000	

2.85% China Government Bond 20270604	4,800,000.000	4,882,848.000	
2.68% China Government Bond 20300521	4,000,000.000	4,194,800.000	
3.28% China Government Bond 20271203	3,700,000.000	3,825,837.000	
3.27% China Government Bond 20301119	5,500,000.000	5,972,725.000	
3.81% China Government Bond 20500914	4,500,000.000	5,762,205.000	
3.01% China Government Bond 20280513	3,000,000.000	3,110,340.000	
3.72% China Government Bond 20510412	2,000,000.000	2,546,860.000	
3.02% China Government Bond 20310527	7,000,000.000	7,549,850.000	
2.91% CHINA GOVERNMENT BOND 20281014	3,000,000.000	3,121,590.000	
3.53% CHINA GOVERNMENT BOND 20511018	2,000,000.000	2,487,400.000	
2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	3,500,000.000	3,765,685.000	
2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20320217	3,000,000.000	3,207,600.000	
2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20290324	3,500,000.000	3,650,185.000	
2.48% CHINA GOVERNMENT BOND 20270415	2,200,000.000	2,225,080.000	
3.32% CHINA GOVERNMENT BOND 20520415	2,000,000.000	2,414,520.000	
2.76% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	2,500,000.000	2,679,325.000	
2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20290615	3,600,000.000	3,757,896.000	
2.5% CHINA GOVERNMENT BOND 20270725	3,700,000.000	3,748,359.000	
2.69% CHINA GOVERNMENT BOND 20320815	3,000,000.000	3,200,070.000	
2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20320901	3,000,000.000	3,191,880.000	

2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20290925	3,300,000.000	3,437,973.000	
2.44% CHINA GOVERNMENT BOND 20271015	3,200,000.000	3,248,960.000	
3.12% CHINA GOVERNMENT BOND 20521025	1,200,000.000	1,400,004.000	
2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20321115	3,700,000.000	3,994,483.000	
2.79% CHINA GOVERNMENT BOND 20291215	3,000,000.000	3,150,720.000	
2.64% CHINA GOVERNMENT BOND 20280115	3,200,000.000	3,274,560.000	
2.88% CHINA GOVERNMENT BOND 20330225	2,500,000.000	2,719,075.000	
2.8% CHINA GOVERNMENT BOND 20300325	3,700,000.000	3,901,909.000	
2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20280415	3,300,000.000	3,386,988.000	
3.19% CHINA GOVERNMENT BOND 20530415	2,200,000.000	2,602,490.000	
2.67% CHINA GOVERNMENT BOND 20330525	3,200,000.000	3,436,256.000	
2.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20300625	3,000,000.000	3,145,440.000	
2.4% CHINA GOVERNMENT BOND 20280715	3,000,000.000	3,072,180.000	
2.52% CHINA GOVERNMENT BOND 20330825	3,000,000.000	3,195,900.000	
2.48% CHINA GOVERNMENT BOND 20280925	1,200,000.000	1,233,804.000	
2.6% CHINA GOVERNMENT BOND 20300915	4,700,000.000	4,933,355.000	
3% CHINA GOVERNMENT BOND 20531015	2,800,000.000	3,230,668.000	
2.55% CHINA GOVERNMENT BOND 20281015	4,000,000.000	4,120,800.000	
2.67% CHINA GOVERNMENT BOND 20331125	5,000,000.000	5,388,650.000	
2.54% CHINA GOVERNMENT BOND 20301225	4,500,000.000	4,722,210.000	

2.37% CHINA GOVERNMENT BOND 20290115	3,000,000.000	3,084,510.000	
2.04% CHINA GOVERNMENT BOND 20270225	4,000,000.000	4,025,480.000	
2.35% CHINA GOVERNMENT BOND 20340225	5,500,000.000	5,800,245.000	
2.28% CHINA GOVERNMENT BOND 20310325	900,000.000	934,866.000	
2.05% CHINA GOVERNMENT BOND 20290415	5,000,000.000	5,105,150.000	
1.85% CHINA GOVERNMENT BOND 20270515	3,800,000.000	3,824,320.000	
2.49% CHINA GOVERNMENT BOND 20440525	1,700,000.000	1,790,049.000	
2.27% CHINA GOVERNMENT BOND 20340525	3,900,000.000	4,090,710.000	
2.12% CHINA GOVERNMENT BOND 20310625	2,700,000.000	2,788,236.000	
1.91% CHINA GOVERNMENT BOND 20290715	3,000,000.000	3,054,390.000	
2.57% CHINA GOVERNMENT BOND 20540520	2,300,000.000	2,441,496.000	
2.47% CHINA GOVERNMENT BOND 20540725	2,500,000.000	2,598,525.000	
1.62% CHINA GOVERNMENT BOND 20270815	5,000,000.000	5,025,650.000	
2.11% CHINA GOVERNMENT BOND 20340825	4,700,000.000	4,874,793.000	
2.33% CHINA GOVERNMENT BOND 20440815	3,500,000.000	3,598,280.000	
1.87% CHINA GOVERNMENT BOND 20310915	1,000,000.000	1,021,060.000	
2.17% CHINA GOVERNMENT BOND 20340829	3,300,000.000	3,427,347.000	
2.25% CHINA GOVERNMENT BOND 20390829	1,000,000.000	1,039,620.000	
2.19% CHINA GOVERNMENT BOND 20540925	3,000,000.000	2,946,360.000	
1.74% CHINA GOVERNMENT BOND 20291015	2,000,000.000	2,025,540.000	

1.42% CHINA GOVERNMENT BOND 20271115	2,000,000.000	2,006,760.000	
2.04% CHINA GOVERNMENT BOND 20341125	2,000,000.000	2,062,980.000	
1.49% CHINA GOVERNMENT BOND 20311225	2,500,000.000	2,500,750.000	
1.43% CHINA GOVERNMENT BOND 20300125	6,700,000.000	6,717,152.000	
1.92% CHINA GOVERNMENT BOND 20550115	2,200,000.000	2,036,342.000	
1.61% CHINA GOVERNMENT BOND 20350215	6,000,000.000	5,969,460.000	
1.45% CHINA GOVERNMENT BOND 20280225	6,000,000.000	6,026,460.000	
1.79% CHINA GOVERNMENT BOND 20320325	6,500,000.000	6,604,325.000	
1.65% CHINA GOVERNMENT BOND 20350515	2,000,000.000	1,994,840.000	
1.46% CHINA GOVERNMENT BOND 20280525	6,000,000.000	6,029,820.000	
1.67% CHINA GOVERNMENT BOND 20350525	5,000,000.000	4,994,950.000	
1.88% CHINA GOVERNMENT BOND 20550425	4,300,000.000	3,990,486.000	
1.98% CHINA GOVERNMENT BOND 20450425	2,000,000.000	1,936,280.000	
1.57% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	2,000,000.000	2,005,400.000	
1.45% CHINA GOVERNMENT BOND 20300425	2,000,000.000	2,004,580.000	
1.55% CHINA GOVERNMENT BOND 20300725	3,000,000.000	3,022,470.000	
1.42% CHINA GOVERNMENT BOND 20280815	6,000,000.000	6,021,540.000	
1.83% CHINA GOVERNMENT BOND 20350825	4,800,000.000	4,839,456.000	
2.15% CHINA GOVERNMENT BOND 20550825	2,500,000.000	2,433,775.000	
1.9% CHINA GOVERNMENT BOND 20550715	3,000,000.000	2,762,100.000	

1.78% CHINA GOVERNMENT BOND 20320915	3,200,000.000	3,249,024.000	
1.92% CHINA GOVERNMENT BOND 20450715	900,000.000	862,326.000	
1.63% CHINA GOVERNMENT BOND 20301025	2,500,000.000	2,522,075.000	
1.78% CHINA GOVERNMENT BOND 20351115	3,600,000.000	3,612,600.000	
1.4% CHINA GOVERNMENT BOND 20281125	1,000,000.000	1,002,850.000	
1.66% CHINA GOVERNMENT BOND 20321225	2,000,000.000	2,012,960.000	
1.54% CHINA GOVERNMENT BOND 20310125	2,000,000.000	2,009,420.000	
2.38% CHINA GOVERNMENT BOND 20560115	1,000,000.000	1,020,470.000	
1.32% CHINA GOVERNMENT BOND 20290225	1,000,000.000	1,001,760.000	
1.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20360225	6,000,000.000	6,006,420.000	
1.66% CHINA GOVERNMENT BOND 20330325	3,100,000.000	3,120,615.000	
1.5% CHINA GOVERNMENT BOND 20310415	2,000,000.000	2,005,480.000	
1.72% CHINA GOVERNMENT BOND 20360515	900,000.000	897,831.000	
1.26% CHINA GOVERNMENT BOND 20290525	4,000,000.000	3,996,200.000	
2.2% CHINA GOVERNMENT BOND 20560425	1,600,000.000	1,582,160.000	
2.2% CHINA PEOPLES REPUBLIC OF (GOVERNMENT 20460425	1,200,000.000	1,193,724.000	
1.56% CHINA PEOPLES REPUBLIC OF (GOVERNMENT 20330615	2,000,000.000	1,997,500.000	
2.23% CHINA PEOPLES REPUBLIC OF (GOVERNMENT 20560625	2,000,000.000	1,983,940.000	
オフショア・人民元 小計		339,818,584.000 (8,089,483,338)	

コロンビア・ペソ	6% Colombian TES 20280428	7,300,000,000.000	6,569,635,000.000	
	7.75% Colombian TES 20300918	4,000,000,000.000	3,451,560,000.000	
	7% Colombian TES 20320630	5,300,000,000.000	4,232,103,000.000	
	7.25% Colombian TES 20341018	4,500,000,000.000	3,446,235,000.000	
	5.75% Colombian TES 20271103	3,500,000,000.000	3,222,170,000.000	
	7.25% Colombian TES 20501026	8,000,000,000.000	5,150,640,000.000	
	6.25% Colombian TES 20360709	3,750,000,000.000	2,588,887,500.000	
	7% COLOMBIAN TES 20310326	6,000,000,000.000	4,957,860,000.000	
	9.25% COLOMBIAN TES 20420528	9,300,000,000.000	7,627,116,000.000	
	13.25% COLOMBIAN TES 20330209	9,000,000,000.000	9,546,840,000.000	
	11.5% COLOMBIAN TES 20460725	6,000,000,000.000	5,837,880,000.000	
	11% COLOMBIAN TES 20290822	7,700,000,000.000	7,475,160,000.000	
	11.75% COLOMBIAN TES 20350124	6,300,000,000.000	6,263,775,000.000	
	12.75% COLOMBIAN TES 20401128	4,000,000,000.000	4,244,880,000.000	
	12.5% COLOMBIAN TES 20300227	6,100,000,000.000	6,155,815,000.000	
コロンビア・ペソ 小計			80,770,556,500.000 (3,911,314,199)	
セルビア・ディナール	5.875% Serbia Treasury Bonds 20280208	25,000,000.000	25,411,250.000	
	4.5% Serbia Treasury Bonds 20320820	35,000,000.000	33,640,250.000	
	7% SERBIA TREASURY BONDS 20311026	29,000,000.000	31,423,820.000	
	5.25% SERBIA TREASURY BONDS 20350727	25,000,000.000	24,910,750.000	
セルビア・ディナール 小計			115,386,070.000 (181,642,251)	
タイ・バーツ	4.875% Thailand Government Bond 20290622	48,050,000.000	53,026,538.500	

3.65% Thailand Government Bond 20310620	39,200,000.000	43,030,624.000	
3.4% Thailand Government Bond 20360617	34,600,000.000	38,835,386.000	
3.775% Thailand Government Bond 20320625	40,000,000.000	44,822,000.000	
2.875% Thailand Government Bond 20460617	34,900,000.000	34,557,631.000	
2.875% Thailand Government Bond 20281217	39,000,000.000	40,578,720.000	
3.3% Thailand Government Bond 20380617	50,000,000.000	55,259,500.000	
1.6% Thailand Government Bond 20291217	38,500,000.000	38,810,695.000	
1.6% Thailand Government Bond 20350617	30,000,000.000	29,165,100.000	
1.585% Thailand Government Bond 20351217	40,900,000.000	39,581,793.000	
2% Thailand Government Bond 20311217	60,000,000.000	61,188,600.000	
2% Thailand Government Bond 20420617	29,000,000.000	26,294,880.000	
1% THAILAND GOVERNMENT BOND 20270617	61,000,000.000	61,039,040.000	
2.65% THAILAND GOVERNMENT BOND 20280617	50,000,000.000	51,450,000.000	
3.39% THAILAND GOVERNMENT BOND 20370617	48,500,000.000	54,384,020.000	
3.45% THAILAND GOVERNMENT BOND 20430617	63,500,000.000	68,856,225.000	
3.35% THAILAND GOVERNMENT BOND 20330617	43,000,000.000	47,538,650.000	
2.25% THAILAND GOVERNMENT BOND 20270317	50,000,000.000	50,455,000.000	
2.4% THAILAND GOVERNMENT BOND 20290317	50,000,000.000	51,510,000.000	
2.8% THAILAND GOVERNMENT BOND 20340617	47,000,000.000	50,283,420.000	
2.4% THAILAND GOVERNMENT BOND 20271117	40,000,000.000	40,780,000.000	

	2.5% THAILAND GOVERNMENT BOND 20291117	44,000,000.000	45,653,520.000	
	2.98% THAILAND GOVERNMENT BOND 20450617	40,000,000.000	40,403,200.000	
	2.05% THAILAND GOVERNMENT BOND 20280417	35,000,000.000	35,589,050.000	
	2.41% THAILAND GOVERNMENT BOND 20350317	40,000,000.000	41,493,200.000	
	2.7% THAILAND GOVERNMENT BOND 20400617	40,000,000.000	41,173,200.000	
	1.66% THAILAND GOVERNMENT BOND 20300317	40,000,000.000	40,392,000.000	
	1.19% THAILAND GOVERNMENT BOND 20290417	37,000,000.000	36,938,580.000	
	1.34% THAILAND GOVERNMENT BOND 20310317	31,500,000.000	31,268,790.000	
	1.84% THAILAND GOVERNMENT BOND 20360517	15,000,000.000	14,771,550.000	
	3.22% THAILAND KINGDOM OF (GOVERNMENT) 20460317	8,000,000.000	8,351,280.000	
タイ・パーツ 小計			1,317,482,192.500 (6,416,138,277)	
チェコ・コルナ	2.5% Czech Republic Government Bond 20280825	26,600,000.000	25,898,824.000	
	0.95% Czech Republic Government Bond 20300515	27,500,000.000	24,586,100.000	
	0.25% Czech Republic Government Bond 20270210	27,000,000.000	26,474,850.000	
	2.75% Czech Republic Government Bond 20290723	30,000,000.000	28,988,700.000	
	2% Czech Republic Government Bond 20331013	30,100,000.000	25,681,320.000	
	1.2% Czech Republic Government Bond 20310313	25,000,000.000	22,073,750.000	
	0.05% Czech Republic Government Bond 20291129	15,500,000.000	13,605,125.000	
	4.2% Czech Republic Government Bond 20361204	16,000,000.000	15,496,960.000	
	1.75% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20320623	29,500,000.000	25,802,175.000	

	1.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20400424	16,500,000.000	11,091,465.000	
	3.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20350530	33,000,000.000	30,649,740.000	
	5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20300930	30,000,000.000	31,162,500.000	
	5.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20281212	25,000,000.000	25,939,000.000	
	1.95% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20370730	20,000,000.000	15,417,600.000	
	4.9% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20340414	28,900,000.000	29,843,585.000	
	5.75% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20290329	19,600,000.000	20,498,464.000	
	6.2% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20310616	15,000,000.000	16,412,100.000	
	4.5% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20321111	30,000,000.000	30,378,000.000	
	3% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20330303	17,800,000.000	16,460,550.000	
	3.6% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20360603	25,700,000.000	23,754,253.000	
	4.25% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20341024	19,000,000.000	18,705,500.000	
	5.3% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20350919	17,000,000.000	17,933,300.000	
	4% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20440404	3,000,000.000	2,651,250.000	
	4.95% CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND 20370227	6,000,000.000	6,160,560.000	
チェコ・コルナ 小計			505,665,671.000 (3,862,021,562)	
チリ・ペソ	5% BONOS TESORERIA PESOS 20350301	970,000,000.000	945,216,500.000	
	6% BONOS TESORERIA PESOS 20430101	630,000,000.000	661,500,000.000	
	4.7% BONOS TESORERIA PESOS 20300901	800,000,000.000	793,232,000.000	
	5% BONOS TESORERIA PESOS 20281001	720,000,000.000	726,343,200.000	

	6% BONOS TESORERIA PESOS 20330401	1,200,000,000.000	1,245,732,000.000	
	6.2% BONOS TESORERIA PESOS 20401001	350,000,000.000	372,246,000.000	
	5.8% BONOS TESORERIA PESOS 20291001	1,000,000,000.000	1,029,820,000.000	
	5.8% BONOS TESORERIA PESOS 20341001	440,000,000.000	452,843,600.000	
	5.3% BONOS TESORERIA PESOS 20371101	400,000,000.000	393,056,000.000	
	BONOS TESORERIA PESOS 20290401	1,150,000,000.000	1,014,012,500.000	
チリ・ペソ 小計			7,634,001,800.000 (1,339,385,616)	
ドミニカ・ペソ	13.625% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20330203	11,400,000.000	13,721,838.000	
	11.25% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20350915	12,500,000.000	13,867,625.000	
	10.75% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20360601	20,000,000.000	21,667,000.000	
	10.5% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20370315	18,000,000.000	19,169,100.000	
ドミニカ・ペソ 小計			68,425,563.000 (187,349,191)	
トルコ・リラ	11% Turkey Government Bond 20270224	2,970,000.000	2,556,724.500	
	10.5% Turkey Government Bond 20270811	15,000,000.000	11,600,850.000	
	12.4% Turkey Government Bond 20280308	15,000,000.000	10,633,950.000	
	11.7% Turkey Government Bond 20301113	1,900,000.000	985,093.000	
	17.8% TURKEY GOVERNMENT BOND 20330713	11,500,000.000	7,216,250.000	
	17.3% TURKEY GOVERNMENT BOND 20280719	23,000,000.000	16,918,570.000	
	26.2% TURKEY GOVERNMENT BOND 20331005	52,000,000.000	44,236,920.000	
	31.08% TURKEY GOVERNMENT BOND 20281108	39,500,000.000	36,341,185.000	

	30% TURKEY GOVERNMENT BOND 20290912	63,000,000.000	56,390,040.000	
	27.7% TURKEY GOVERNMENT BOND 20340927	16,000,000.000	14,228,000.000	
トルコ・リラ 小計			201,107,582.500 (694,987,584)	
ハンガリー・ フォリント	3% Hungary Government Bond 20271027	270,000,000.000	263,622,600.000	
	6.75% Hungary Government Bond 20281022	373,000,000.000	386,584,660.000	
	3% Hungary Government Bond 20300821	400,000,000.000	370,728,000.000	
	3.25% Hungary Government Bond 20311022	400,000,000.000	367,748,000.000	
	3% Hungary Government Bond 20381027	100,000,000.000	81,222,000.000	
	2% Hungary Government Bond 20290523	410,000,000.000	377,667,400.000	
	2.25% Hungary Government Bond 20330420	315,000,000.000	265,419,000.000	
	3% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20410425	130,000,000.000	101,904,400.000	
	2.25% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20340622	150,000,000.000	122,869,500.000	
	4.5% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20280323	240,000,000.000	238,070,400.000	
	4.75% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20321124	318,000,000.000	312,892,920.000	
	7% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20351024	440,000,000.000	501,666,000.000	
	4.5% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20320527	63,000,000.000	61,318,530.000	
	6.75% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20310723	230,000,000.000	246,916,500.000	
	6% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20291128	96,000,000.000	98,815,680.000	
	6.25% HUNGARY GOVERNMENT BOND 20370923	220,000,000.000	242,070,400.000	
ハンガリー・フォリント 小計			4,039,515,990.000 (2,112,481,045)	

ブラジル・レアル	10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20290101	22,000,000.000	20,239,120.000	
	10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20310101	34,000,000.000	29,361,380.000	
	10% BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 20330101	14,000,000.000	11,525,220.000	
	10% BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 20350101	19,200,000.000	15,262,464.000	
	10% BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F 20370101	6,000,000.000	4,641,780.000	
	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20270701	18,900,000.000	16,622,739.000	
	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20300101	20,000,000.000	12,470,600.000	
	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20280101	11,000,000.000	9,018,680.000	
	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20280701	4,000,000.000	3,068,080.000	
	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20290101	32,000,000.000	22,903,360.000	
	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20320101	18,000,000.000	8,516,700.000	
	BRAZIL LETRAS DO TESOURO NACIONAL 20290701	26,000,000.000	17,359,160.000	
ブラジル・レアル 小計			170,989,283.000 (5,341,995,883)	
ペルー・ソル	6.15% Peru Government Bond 20320812	3,850,000.000	4,169,242.000	
	5.94% Peru Government Bond 20290212	2,300,000.000	2,419,071.000	
	5.4% Peru Government Bond 20340812	4,000,000.000	3,906,320.000	
	5.35% Peru Government Bond 20400812	2,100,000.000	1,833,258.000	
	7.3% PERU GOVERNMENT BOND 20330812	4,000,000.000	4,476,600.000	
	7.6% PERU GOVERNMENT BOND 20390812	3,500,000.000	3,758,895.000	
	6.85% PERU GOVERNMENT BOND 20350812	4,800,000.000	5,049,840.000	

	6.9% Peru Government Bond 20370812	4,465,000.000	4,572,338.600	
	6.95% Peru Government Bond 20310812	3,370,000.000	3,832,465.100	
ペルー・ソル 小計			34,018,029.700 (1,615,339,337)	
ポーランド・ズ ロチ	2.5% Poland Government Bond 20270725	8,000,000.000	7,903,600.000	
	2.75% Poland Government Bond 20291025	10,850,000.000	10,387,247.500	
	1.25% Poland Government Bond 20301025	10,200,000.000	8,958,864.000	
	1.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20320425	13,000,000.000	11,104,990.000	
	3.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20270525	6,150,000.000	6,152,398.500	
	7.5% POLAND GOVERNMENT BOND 20280725	9,400,000.000	10,042,584.000	
	6% POLAND GOVERNMENT BOND 20331025	12,000,000.000	12,792,840.000	
	4.75% POLAND GOVERNMENT BOND 20290725	10,000,000.000	10,172,800.000	
	5% POLAND GOVERNMENT BOND 20341025	10,000,000.000	9,975,700.000	
	5% POLAND GOVERNMENT BOND 20300125	10,000,000.000	10,233,400.000	
	4.5% POLAND GOVERNMENT BOND 20300725	12,400,000.000	12,453,072.000	
	POLAND GOVERNMENT BOND 20280125	7,000,000.000	6,604,290.000	
	5% POLAND GOVERNMENT BOND 20351025	12,800,000.000	12,657,024.000	
	4.5% POLAND GOVERNMENT BOND 20310125	10,000,000.000	10,011,100.000	
	4% POLAND GOVERNMENT BOND 20310725	8,560,000.000	8,331,876.000	
	5.25% POLAND GOVERNMENT BOND 20360425	5,000,000.000	5,014,050.000	
	POLAND (REPUBLIC OF) 20290125	900,000.000	812,349.000	

	2.75% Poland Government Bond 20280425	6,950,000.000	6,821,703.000	
ポーランド・ズロチ 小計			160,429,888.000 (6,908,463,923)	
マレーシア・リ ンギット	4.258% Malaysia Government Investment Issue 20270726	1,800,000.000	1,821,528.000	
	4.369% Malaysia Government Investment Issue 20281031	4,400,000.000	4,509,736.000	
	4.13% Malaysia Government Investment Issue 20290709	5,000,000.000	5,119,950.000	
	3.465% Malaysia Government Investment Issue 20301015	5,100,000.000	5,120,145.000	
	3.422% Malaysia Government Investment Issue 20270930	4,250,000.000	4,264,407.500	
	3.447% Malaysia Government Investment Issue 20360715	3,700,000.000	3,639,209.000	
	4.417% MALAYSIA T-BILL 20410930	3,300,000.000	3,485,889.000	
	3.804% MALAYSIA GOVERNMENT INVESTMENT ISSUE 20311008	5,000,000.000	5,091,400.000	
	3.635% MALAYSIA GOVERNMENT INVESTMENT ISSUE 20300830	3,000,000.000	3,032,040.000	
	3.612% MALAYSIA GOVERNMENT INVESTMENT ISSUE 20350430	3,000,000.000	2,998,530.000	
	3.974% MALAYSIA GOVERNMENT INVESTMENT ISSUE 20400716	4,200,000.000	4,233,726.000	
	3.775% MALAYSIA GOVERNMENT INVESTMENT ISSUE 20450531	3,250,000.000	3,165,760.000	
	3.624% MALAYSIA GOVERNMENT INVESTMENT ISSUE 20330331	800,000.000	804,008.000	
	3.227% MALAYSIA (GOVERNMENT) 20291015	1,300,000.000	1,298,713.000	
	3.502% MALAYSIAN GOVERNMENT 20270531	6,000,000.000	6,018,240.000	
	3.733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615	3,850,000.000	3,886,921.500	
	4.254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	3,100,000.000	3,247,839.000	
	3.899% MALAYSIAN GOVERNMENT 20271116	5,000,000.000	5,047,050.000	

4.762% MALAYSIAN GOVERNMENT 20370407	4,500,000.000	4,905,180.000	
4.642% MALAYSIAN GOVERNMENT 20331107	5,000,000.000	5,348,900.000	
4.893% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380608	4,450,000.000	4,926,906.500	
3.885% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290815	6,100,000.000	6,208,824.000	
4.921% MALAYSIAN GOVERNMENT 20480706	2,750,000.000	3,118,555.000	
3.828% MALAYSIAN GOVERNMENT 20340705	7,900,000.000	8,036,907.000	
3.757% MALAYSIAN GOVERNMENT 20400522	4,400,000.000	4,368,936.000	
4.065% MALAYSIAN GOVERNMENT 20500615	5,000,000.000	5,027,450.000	
2.632% MALAYSIAN GOVERNMENT 20310415	6,000,000.000	5,802,660.000	
3.582% MALAYSIAN GOVERNMENT 20320715	5,000,000.000	5,019,600.000	
4.193% MALAYSIAN GOVERNMENT 20321007	6,200,000.000	6,432,004.000	
4.696% MALAYSIAN GOVERNMENT 20421015	5,000,000.000	5,470,400.000	
4.504% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290430	2,000,000.000	2,065,960.000	
3.599% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280731	5,400,000.000	5,439,960.000	
4.291% MALAYSIAN GOVERNMENT 20430814	5,000,000.000	5,210,350.000	
4.662% MALAYSIAN GOVERNMENT 20380331	2,500,000.000	2,693,475.000	
4.245% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300930	3,600,000.000	3,724,272.000	
4.457% MALAYSIAN GOVERNMENT 20530331	5,000,000.000	5,324,300.000	
3.519% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280420	4,300,000.000	4,323,693.000	
4.467% MALAYSIAN GOVERNMENT 20390915	4,900,000.000	5,193,951.000	

	4.054% MALAYSIAN GOVERNMENT 20390418	5,700,000.000	5,856,921.000	
	4.18% MALAYSIAN GOVERNMENT 20440516	4,200,000.000	4,323,816.000	
	4.119% MALAYSIAN GOVERNMENT 20341130	5,000,000.000	5,187,950.000	
	3.336% MALAYSIAN GOVERNMENT 20300515	2,000,000.000	2,000,800.000	
	3.476% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350702	3,000,000.000	2,968,320.000	
	3.917% MALAYSIAN GOVERNMENT 20550715	2,300,000.000	2,232,518.000	
	3.766% MALAYSIAN GOVERNMENT 20410115	1,000,000.000	993,400.000	
	3.237% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290315	1,700,000.000	1,699,371.000	
	3.987% MALAYSIAN GOVERNMENT 20460423	1,900,000.000	1,909,500.000	
マレーシア・リングgit 小計			192,599,971.500 (7,643,272,089)	
メキシコ・ペソ	8% Mexican Bonos 20471107	40,000,000.000	34,332,800.000	
	5.5% MEXICAN BONOS 20270304	28,000,000.000	27,780,200.000	
	8% MEXICAN BONOS 20530731	70,000,000.000	59,462,900.000	
	7.5% MEXICAN BONOS 20330526	59,900,000.000	56,254,486.000	
	8% MEXICAN BONOS 20350524	6,000,000.000	5,630,580.000	
	8.5% MEXICAN BONOS 20290301	71,000,000.000	72,153,750.000	
	8.5% MEXICAN BONOS 20280302	50,000,000.000	50,860,000.000	
	8.5% MEXICAN BONOS 20300228	63,500,000.000	64,113,410.000	
	8% MEXICAN BONOS 20360221	49,000,000.000	45,946,320.000	
	8% MEXICAN BONOS 20320415	42,000,000.000	40,838,280.000	
	8% MEXICAN BONOS 20550429	25,000,000.000	21,173,250.000	
	7.5% Mexican Bonos 20270603	40,000,000.000	40,146,400.000	
	10% Mexican Bonos 20361120	18,000,000.000	19,234,980.000	
	8.5% Mexican Bonos 20290531	65,000,000.000	65,982,150.000	
	8.5% Mexican Bonos 20381118	45,000,000.000	42,433,200.000	
	7.75% Mexican Bonos 20310529	80,000,000.000	78,083,200.000	
	7.75% Mexican Bonos 20421113	80,000,000.000	68,366,400.000	

	7.75% Mexican Bonos 20341123	76,000,000.000	71,066,080.000	
メキシコ・ペソ 小計			863,858,386.000 (7,989,653,440)	
ルーマニア・レイ	5.8% Romania Government Bond 20270726	2,800,000.000	2,791,656.000	
	5% Romania Government Bond 20290212	2,600,000.000	2,520,388.000	
	3.65% Romania Government Bond 20310924	2,500,000.000	2,195,550.000	
	4.15% Romania Government Bond 20280126	2,600,000.000	2,523,690.000	
	4.15% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20301024	2,500,000.000	2,282,500.000	
	4.75% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20341011	2,700,000.000	2,383,587.000	
	2.5% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20271025	2,300,000.000	2,196,638.000	
	4.85% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20290725	2,300,000.000	2,202,365.000	
	6.7% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20320225	4,000,000.000	4,021,480.000	
	4.25% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20360428	3,000,000.000	2,483,580.000	
	8.25% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20320929	4,000,000.000	4,329,800.000	
	8.75% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20281030	2,800,000.000	2,944,732.000	
	8% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20300429	3,500,000.000	3,671,570.000	
	7.9% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20380224	3,000,000.000	3,238,080.000	
	7.2% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20331030	4,000,000.000	4,119,200.000	
	7.35% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20310428	3,400,000.000	3,511,282.000	
	7.2% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20270531	3,000,000.000	3,028,470.000	
	7.1% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20340731	4,000,000.000	4,106,880.000	

	6.3% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20290425	3,350,000.000	3,348,794.000	
	6.3% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20280426	3,000,000.000	3,003,270.000	
	6.75% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20350425	2,000,000.000	2,006,840.000	
	6.85% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20300729	3,400,000.000	3,436,754.000	
	7.65% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20310727	2,000,000.000	2,086,860.000	
	7.5% ROMANIA GOVERNMENT BOND 20330727	1,000,000.000	1,045,980.000	
	6.75% ROMANIA (REPUBLIC OF) 20291029	2,000,000.000	2,015,460.000	
ルーマニア・レイ 小計			71,495,406.000 (2,530,880,176)	
南アフリカ・ラ ンド	6.25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20360331	20,000,000.000	17,202,000.000	
	6.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20410228	16,280,000.000	13,207,312.800	
	7% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20310228	38,000,000.000	36,863,800.000	
	8.75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20480228	85,000,000.000	83,714,800.000	
	8.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20370131	65,700,000.000	65,841,255.000	
	8% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20300131	52,800,000.000	53,426,208.000	
	8.75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20440131	60,000,000.000	59,192,400.000	
	8.25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20320331	64,200,000.000	65,084,034.000	
	8.875% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20350228	67,000,000.000	69,785,860.000	
	9% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20400131	63,000,000.000	64,070,370.000	
	11.625% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20530331	23,000,000.000	29,214,140.000	
	10.875% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20380331	12,000,000.000	13,994,400.000	

	10% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20330331	11,000,000.000	12,101,650.000	
	9.875% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20390331	13,400,000.000	14,582,818.000	
	10.125% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20420331	5,000,000.000	5,537,850.000	
	南アフリカ・ランド 小計		603,818,897.800 (6,014,036,222)	
国債証券 合計			80,230,661,187 [80,230,661,187]	
合計			80,230,661,187 [80,230,661,187]	

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
インド・ルピー	国債証券 42銘柄	100%	10.0%
インドネシア・ルピア	国債証券 35銘柄	100%	9.0%
ウルグアイ・ペソ	国債証券 4銘柄	100%	0.2%
オフショア・人民元	国債証券 101銘柄	100%	10.0%
コロンビア・ペソ	国債証券 15銘柄	100%	4.9%
セルビア・ディナール	国債証券 4銘柄	100%	0.2%
タイ・バーツ	国債証券 31銘柄	100%	8.0%
チェコ・コルナ	国債証券 24銘柄	100%	4.8%
チリ・ペソ	国債証券 10銘柄	100%	1.7%
ドミニカ・ペソ	国債証券 4銘柄	100%	0.2%
トルコ・リラ	国債証券 10銘柄	100%	0.9%
ハンガリー・フォリント	国債証券 16銘柄	100%	2.6%
ブラジル・レアル	国債証券 12銘柄	100%	6.7%
ペルー・ソル	国債証券 9銘柄	100%	2.0%
ポーランド・ズロチ	国債証券 18銘柄	100%	8.6%
マレーシア・リンギット	国債証券 47銘柄	100%	9.5%
メキシコ・ペソ	国債証券 18銘柄	100%	10.0%
ルーマニア・レイ	国債証券 25銘柄	100%	3.2%

南アフリカ・ランド	国債証券	15銘柄	100%	7.5%
-----------	------	------	------	------

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年6月30日

I	資産総額	236,339,116円
II	負債総額	735,177円
III	純資産総額（I－II）	235,603,939円
IV	発行済数量	141,258,974口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.6679円

（参考）ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2026年6月30日

I	資産総額	81,529,553,029円
II	負債総額	61,331,372円
III	純資産総額（I－II）	81,468,221,657円
IV	発行済数量	34,249,868,943口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	2.3786円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2026年6月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を審議・決定します。

ロ. 商品本部長

商品本部長は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

運用チームまたは運用チームの戦略における基本的な運用方針を審議・決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2026年6月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	68	391,445
追加型株式投資信託	765	45,091,288
株式投資信託 合計	833	45,482,733
単位型公社債投資信託	66	130,695
追加型公社債投資信託	14	1,503,746
公社債投資信託 合計	80	1,634,441
総合計	913	47,117,174

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	13,153	7,798
有価証券	1,194	652
前払費用	513	717
未収委託者報酬	19,097	23,971
未収収益	110	230
関係会社短期貸付金	70,000	52,400
金銭の信託	-	18,993
その他	94	404
流動資産計	104,164	105,168
固定資産		
有形固定資産	※ 1 61	※ 1 55
建物	0	0
器具備品	59	52
建設仮勘定	0	2
無形固定資産	1,160	1,262
ソフトウェア	1,062	1,167
ソフトウェア仮勘定	97	94
その他	0	1
投資その他の資産	14,856	21,090
投資有価証券	9,348	13,401
関係会社株式	3,414	5,586
出資金	34	34
長期差入保証金	1,049	1,050
繰延税金資産	995	1,007

その他	13	9
固定資産計	16,077	22,408
資産合計	120,241	127,577

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	134	148
未払金	6,757	8,109
未払収益分配金	62	80
未払償還金	12	12
未払手数料	6,660	7,935
その他未払金	22	79
未払費用	5,997	7,290
未払法人税等	4,121	4,925
未払消費税等	763	1,437
賞与引当金	1,456	1,738
その他	0	1
流動負債計	19,233	23,651
固定負債		
退職給付引当金	2,300	2,323
役員退職慰労引当金	58	25
固定負債計	2,358	2,348
負債合計	21,592	25,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,424	41,424
資本剰余金		
資本準備金	37,745	37,745
資本剰余金合計	37,745	37,745
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,743	20,341
利益剰余金合計	18,117	20,715
株主資本合計	97,287	99,886

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,361	1,691
評価・換算差額等合計	1,361	1,691
純資産合計	98,649	101,577
負債・純資産合計	120,241	127,577

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	91,634	104,615
その他営業収益	1,233	3,205
営業収益計	92,868	107,820
営業費用		
支払手数料	37,180	41,200
広告宣伝費	1,124	1,129
調査費	13,135	15,770
調査費	1,954	2,312
委託調査費	11,180	13,457
委託計算費	1,957	2,120
営業雑経費	3,114	4,313
通信費	167	165
印刷費	483	472
協会費	57	61
諸会費	18	20
その他営業雑経費	2,388	3,593
営業費用計	56,512	64,534
一般管理費		
給料	7,599	8,495
役員報酬	453	422
給料・手当	5,116	5,773
賞与	572	561
賞与引当金繰入額	1,456	1,738
福利厚生費	1,070	1,132
交際費	108	116
旅費交通費	247	284
租税公課	1,004	1,061
不動産賃借料	1,298	1,318
退職給付費用	349	393

役員退職慰労引当金繰入額	6	7
固定資産減価償却費	444	452
諸経費	2,164	2,777
一般管理費計	14,293	16,042
営業利益	22,061	27,243

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	387	383
有価証券償還益	183	294
受取利息	95	247
受取配当金	959	23
雑収入	76	157
営業外収益計	1,703	1,106
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	1,006
投資有価証券売却損	176	80
有価証券償還損	4	59
その他	54	24
営業外費用計	235	1,171
経常利益	23,528	27,179
特別利益		
投資有価証券売却益	※ 1 380	-
固定資産売却益	※ 2 110	-
特別利益計	491	-
特別損失		
固定資産売却損	※ 3 101	-
投資有価証券評価損	-	3
特別損失計	101	3
税引前当期純利益	23,918	27,175
法人税、住民税及び事業税	7,763	8,215
法人税等調整額	△ 397	△ 188
法人税等合計	7,366	8,026
当期純利益	16,552	19,149

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当期変動額						
新株の発行	26,250	26,250	-	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	-	△ 11,858	△ 11,858	△ 11,858
当期純利益	-	-	-	16,552	16,552	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	26,250	26,250	-	4,694	4,694	57,195
当期末残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当期変動額			
新株の発行	-	-	52,500
剰余金の配当	-	-	△ 11,858
当期純利益	-	-	16,552
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 168	△ 168	△ 168
当期変動額合計	△ 168	△ 168	57,026
当期末残高	1,361	1,361	98,649

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	41,424	37,745	374	17,743	18,117	97,287
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△ 16,551	△ 16,551	△ 16,551
当期純利益	-	-	-	19,149	19,149	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	2,598	2,598	2,598
当期末残高	41,424	37,745	374	20,341	20,715	99,886

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,361	1,361	98,649
当期変動額			
新株の発行	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△ 16,551
当期純利益	-	-	19,149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	329	329	329
当期変動額合計	329	329	2,927
当期末残高	1,691	1,691	101,577

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

IFRS第16号の主要な定めを採り入れた新リース会計基準であります。借手の会計処理として、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)**(損益計算書関係)**

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「雑収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた76百万円は、「雑収入」76百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)**※ 1 有形固定資産の減価償却累計額**

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	40百万円	41百万円
器具備品	269百万円	281百万円

2 保証債務**前事業年度(2025年3月31日)**

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,341百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,598百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)**※ 1 投資有価証券売却益の項目**

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
投資有価証券売却益		
非上場株式	380百万円	一百万円

※2 固定資産売却益の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
固定資産売却益		
美術品	83百万円	一百万円
ゴルフ会員権	26百万円	一百万円

※3 固定資産売却損の項目

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
固定資産売却損		
美術品	85百万円	一百万円
ゴルフ会員権	15百万円	一百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	652	—	3,260
合 計	2,608	652	—	3,260

2024年10月1日付で株式会社かんぼ生命保険より第三者割当増資に係る払込を受け、株式を発行しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 16,551百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 5,076円 |
| ④ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2025年6月20日 |

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,260	—	—	3,260
合 計	3,260	—	—	3,260

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	16,551	5,076	2025年 3月31日	2025年 6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 19,146百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 5,872円 |
| ④ 基準日 | 2026年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2026年6月18日 |

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 1,037百万円	1年内 1,040百万円
1年超 7,521百万円	1年超 6,511百万円
合計 8,559百万円	合計 7,552百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。金銭の信託を通じて保有している証券投資信託につきましては、事業推進目的で保有しており、価格変動リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2025年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,230	7,968	—	10,199
金銭の信託	—	—	—	—
資産合計	2,230	7,968	—	10,199

当事業年度(2026年3月31日)

(1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	4,710	9,001	—	13,711
金銭の信託	—	18,993	—	18,993
資産合計	4,710	27,995	—	32,705

(2)時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における無調整の相場価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としていることから、その時価をレベル2に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸等の取引先金融機関が提供する価格に基づき算定する資産の価格は、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	342	342
子会社株式	1,386	3,558
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 3,558百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	120	55	65
(2)その他	7,230	5,161	2,068
小計	7,350	5,216	2,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,848	3,020	△172
小計	2,848	3,020	△172
合計	10,199	8,236	1,962

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2026年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	133	55	78
(2)その他	7,886	4,756	3,130
小計	8,020	4,811	3,208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	5,691	6,430	△739
小計	5,691	6,430	△739
合計	13,711	11,242	2,469

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	704	380	-
(2)その他 証券投資信託	3,039	387	176
合計	3,744	767	176

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他 証券投資信託	2,479	383	80
合計	2,479	383	80

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、証券投資信託について3百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,227百万円	2,300百万円
勤務費用	149	172
退職給付の支払額	△ 166	△ 246
その他	89	97
退職給付債務の期末残高	2,300	2,323

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,300百万円	2,323百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,300	2,323
退職給付引当金	2,300	2,323

貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,300	2,323
-------------------------	-------	-------

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	149百万円	172百万円
その他	8	10
確定給付制度に係る退職給付費用	158	182

(注)その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度191百万円、当事業年度211百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	724	732
賞与引当金	340	434
未払事業税	260	323
株式報酬費用	150	136
関係会社株式評価損	87	87
投資有価証券評価損	171	31
出資金評価損	14	14
その他	157	395
繰延税金資産小計	1,907	2,155
評価性引当額	△ 277	△ 136
繰延税金資産合計	1,629	2,018
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 633	△ 1,011
繰延税金負債合計	△ 633	△ 1,011
繰延税金資産の純額	995	1,007

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2025年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2026年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の創設に伴う法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が27百万円増加、法人税等調整額が27百万円減少しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社は、2025年6月19日開催の当社取締役会において、投資商品の開発・運用・助言サービスを提供する三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社を子会社化するための資金拠出を行うことを決議し、2025年7月1日付で同社の株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業内容

名称：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社

事業内容：投資商品開発・運用・助言事業

（2）企業結合を行った主な理由

オルタナティブ投資に関わる知見やゲートキーパー機能を獲得することで、同領域におけるビジネス展開の足掛かりとするとともに、本件を契機により付加価値の高い事業領域への本格参入に向けて探索を進めるためです。

（3）企業結合日

2025年7月1日（株式取得日）

2025年6月30日（みなし取得日）

（4）企業結合の法的形式

現金による株式の取得

（5）結合後企業の名称

大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社

（6）取得した議決権比率

51%

（7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金 2,142百万円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 30百万円

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が104,615百万円、その他3,205百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付	63,600	関係会 社 短期貸 付金	70,000
								貸付の回 収	17,000	—	—
								利息の受 取 (注1)	89	—	—
その他 の 関係会 社	(株)かんぽ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	215	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)大和証券 グループ 本社	東京都 千代田 区	247,397	証券持株 会社業	被所有 80.0	あり	経営管理	資金の貸 付 貸付の回 収 利息の受 取 (注1)	20,800 38,400 236	関係会 社 短期貸 付金 — —	52,400 — —
その他の 関係会 社	(株)かんぼ 生命保険	東京都 千代田 区	500,000	生命保険 業	被所有 20.0	あり	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 報酬 (注2)	1,492	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 投資顧問報酬については市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(イ)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又 は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会 社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商 品取引 業	所有 直接100.0	なし	経営管 理	債務保証 (注)	2,341	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (百万 円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	なし	経営管理	債務保証 (注)	2,598	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募集販売	証券投資 信託の代行手数料 (注2)	15,779	未払手数料	3,657
							本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注3)	1,038	長期差入保証金	1,037
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	857	未払費用	77

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有(被 所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任 等	事業上 の関係				
同一 の親 会社 をも つ会 社	大和証券(株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	証券投資 信託の代 行手数料 (注2)	16,682	未払手 数料	4,134
							本社ビル の管理	不動産の 賃借料 (注3)	1,045	長期差 入保証 金	1,037
同一 の親 会社 をも つ会 社	(株)大和 総研	東京都 江東区	3,898	情報サー ビス業	—	なし	ソフト ウェアの 開発・保 守	ソフト ウェアの 購入・保 守 (注4)	912	未払費 用	82

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	30,254.44円	1株当たり純資産額	31,152.40円
1株当たり当期純利益	5,642.31円	1株当たり当期純利益	5,872.86円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(百万円)	16,552	19,149
普通株式の期中平均株式数(株)	2,933,697	3,260,657

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2025年7月1日、株式譲渡取引により大和かんぽオルタナティブインベストメンツ株式会社（旧商号：三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社）を子会社化いたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	① 名 称	② 資本金の額 (2025年03月末日現在)	③ 事業の内容	④ 備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

(注13) 資産運用業務を行なっています。

(注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
2025年9月30日	有価証券報告書、有価証券届出書
2026年3月31日	半期報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 啓太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月4日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松田 好弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・インデックスセレクト 新興国債券の2025年7月8日から2026年7月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券の2026年7月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。